

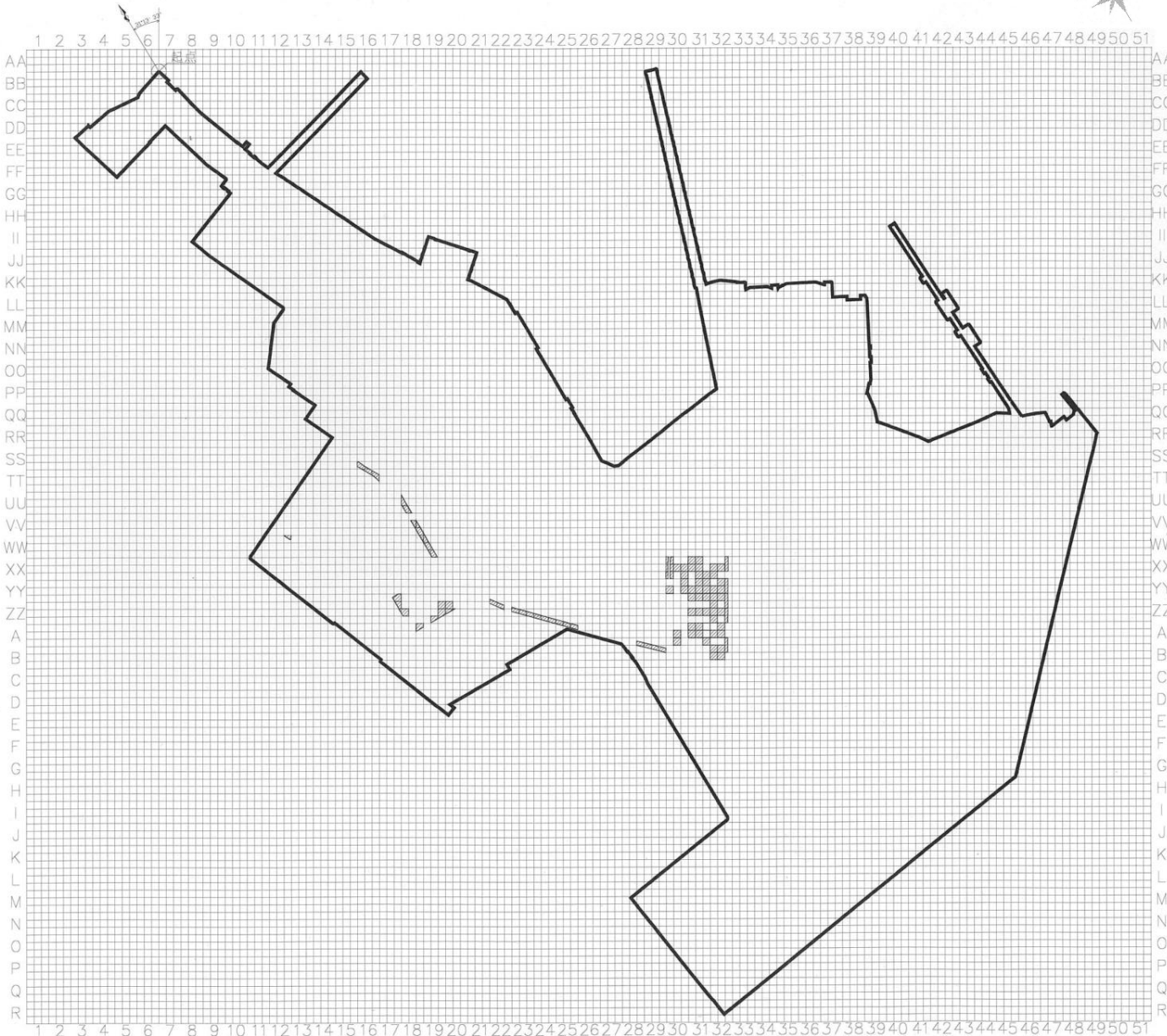
土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

1. 区域指定の概要	
指定する区域（地番）	兵庫区和田崎町1丁目9番, 10番, 11番, 24番, 50番, 51番, 52番, 62番, 87番, 92番, 95番の各一部
指定の区分	<input type="checkbox"/> 要措置区域 <input checked="" type="checkbox"/> 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和元年5月10日
特定有害物質の種類	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
2. 土壌汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壌汚染対策法 <input type="checkbox"/> 第3条 <input type="checkbox"/> 第4条 <input checked="" type="checkbox"/> 第14条 <input type="checkbox"/> その他（第 条）
試料採取等対象物質	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物
土地の地歴調査結果	・土地は工場の敷地内である。 ・当該工場では特定有害物質の使用等の履歴がある。
土壌の測定結果	・水銀及びその化合物 溶出量最大 0.01 mg/L（指定基準値 0.0005 mg/L） ・鉛及びその化合物 溶出量最大 0.35 mg/L（指定基準値 0.01 mg/L） 含有量最大 3200 mg/kg（指定基準値 150 mg/kg） ・砒素及びその化合物 溶出量最大 0.018 mg/L（指定基準値 0.01 mg/L） ・ふっ素及びその化合物 溶出量最大 3.9 mg/L（指定基準値 0.8 mg/L）
基準超過が確認された土地の面積	8,027.5 平方メートル
土壌汚染の原因	事業活動によると思われる。
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：周辺に地下水飲用井戸がない）
土壌の直接摂取	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：土壌を直接摂取するおそれがある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：一般の人が立ち入る土地ではない、又は汚染土壌表面が砕石で被覆されている）
4. 今後の対応	
土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないように土壌汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する	

位置図






指定区域図



< 起点 >
 起点は、神戸市兵庫区今出在家町1丁目1番4の最北端とする。
 < 格子の回転角度 >
 $31^{\circ} 13' 33''$
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させて角度を示す。

< 凡例 >

-  : 起点
-  : 敷地境界線
-  : 形質変更時要届出区域